

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する

○福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の

金貸与条例の一部を改正する等の

○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
○福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する
○福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第五十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を

次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「地域部総合運用指令課」を「地域部地域安全課」に改める。

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

附 則

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第二十九条の規定は、平成二十三年三月十八日から適用する。

(人事課)

福島県条例第五十六号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例(平成二十三年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の改正規定中「六十三億八千二百五十九万九千三百円」を「六十三億九千五百二十九万八千八百三十七円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

福島県条例第五十七号

福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の一部を改正する

福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例(平成二十三年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成二十三年四月一日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第五十八号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十三年四月一日」を「企業管理規程で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県条例第五十九号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成二十三年四月一日」を「企業管理規程で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

福島県条例第六十号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成二十三年四月一日」を「教育委員会規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（教育総務課）